

実施方針に関する意見回答書

意見 No	意見項目	内容	秋田市の見解・方針
1	第1 特定事業の選定に関する事項 1. 事業内容に関する事項 (4) 事業目的	PFIは質が高く効率的な事業を実現するための手法ですが、地方自治体が実施するPFI事業については、効率性に加えて、地域経済の活性化を達成することも重要な目的であると考えます。このため、「地域経済への活性化にも寄与すること」を加えるべきではないかと考えます。	地域経済の活性化についても、重要な視点と考えており、事業者選定に際し、地域経済への配慮について、評価いたします。詳細は、募集要項とともに公表します事業者選定基準において示します。
2	独立採算の考え方	社会福祉施設等は、いわゆる民間収益施設ではなく、広く市民の福祉に活用できる施設を整備することを指すものと理解しています。この場合、利用料を安価に設定することが市民にとっての公益であると思料します。ところが、20年間の定期借地にて本事業を成立させるためには、施設整備費用並びに借地終了時点での施設解体費を20年間の事業期間中に償却できるだけの利用料を設定せざるをえなくなり、前述の公益に反する懸念がございます。施設整備については貴市が行い、運営を独立採算で行うこととする等へのスキームの再考をお願いします。	秋田市では、地域密着型サービスの提供は民設民営により推進しておりますので、原案どおりとさせていただきます。また、社会福祉事業等の内容によっては、借地料の減免も考慮しております。なお、20年以降の社会福祉施設等整備等事業の継続については、秋田市と社会福祉事業等実施企業との協議によります。
3	応募者構成員の資格要件について	昨今の経済事情を鑑み、地域活性化の為に、応募構成員の要件として「秋田市に主たる営業所を有する者であること」を加えていただきたく存じます。	民間事業者からの提案を幅広く募るため、原案どおりとさせていただきます。
4	応募者構成員の資格要件について	応募者構成員のうち 建設企業等のなかで、共同企業体を結成した場合、その構成員の資格要件として「1者はアからオの要件を満たし、その他の者はアとイの要件を満たしていること。」とあるが、アとイの要件を満たすということは建築一式工事の業者しか構成員となり得ず、管工事業者や電気工事業者の参加への途が閉ざされている。従来の分離発注の観点からも、参加の機会を与えていただきたい。	応募者は、秋田市建設工事登録業者（建築一式工事）である建設企業を含む複数の企業等を想定しており、管工事業者や電気工事業者の参画を妨げるものでありません。詳細は募集要項において示します。
5	応募者構成員の資格要件について	応募者構成員の中で 建設企業等において、特定建設工事共同企業体の構成員の要件として、「構成員のうち少なくとも1者が次のアからオの要件を満たし、その他の者は、次のアとイの要件を満たしていること。」とありますが、イ.の「建築一式工事について、秋田市建設工事登録業者であること。」の「建築一式工事」との限定は、ア.の「本事業において担当する工事の種類について、特定建設業の許可を受けていること。」と矛盾しているのではないのでしょうか。当社は管工事業で特定建設業を持ち、管工事として秋田市建設工事登録業者となっておりア.の要件は満たしますが、イ.の「建築一式工事」の条件で要件を満たさないこととなります。従前よりの分離発注の観点からも、イ.の要件についてのご再考により、管工事・電気工事業者へも参加の機会を与えていただきたく存じます。	応募者は、秋田市建設工事登録業者（建築一式工事）である建設企業を含む複数の企業等を想定しており、管工事業者や電気工事業者の参画を妨げるものでありません。詳細は募集要項において示します。
6	参加資格要件	本実施方針では、PFI事業において構成員または協力企業の指名停止により応募グループ自体が落札資格を取り消されることとなりますが、昨今PFI事業で課題となっている事項でもあります。民間事業者側のリスクの軽減のためにも、構成員の変更等が可能な配慮をお願いします。	原則として構成員および協力企業等の変更等は認められませんが、優先交渉権者決定日から特定事業契約の締結日までの間については、秋田市がやむを得ないと認めた場合は、代表企業等を除き、秋田市の承認を条件として可能です。詳細は実施方針 第2(4)をご参照下さい。
7	住民対応リスクについて	提案内容に係るものについて、全てPFI事業者の負担となっておりますが、事業自体の反対等は秋田市の負担が必要となる場合があるかと思しますので、配慮をお願い致します。	リスク分担表（案）のとおり、市営住宅を建替えることに対する入居者からの同意取得等は、秋田市の負担となります。
8	物価リスクについて	インフレ・デフレが全てPFI事業者の負担となっておりますが、設計・建設期間が4年と長い為、この間の大幅な変動、ある一定以上の変動については秋田市の負担としていただけないでしょうか。	物価の変動等の事情による場合、協議によりサービス購入料の見直しを行うこととします。詳細は事業契約書（案）において示します。